

岡山県公報

発行
岡山県



目次

【告示】

○ 平成三十年七月豪雨による災害に伴う廃棄物の処理に関する事務の受託

〃

○ 指定居宅サービス事業者の指定

○ 指定居宅サービス事業者等の指定

○ 指定居宅サービス等の事業の廃止

○ 介護老人保健施設の廃止

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定

○ の更新

○ 知事指定薬物の指定の失効

○ 土地改良事業の施行認可

○ 構造計算適合性判定を委任した指定構造計算適合性判定機関からの変更の届出

【公告】

○ 県営土地改良事業の工事完了

○ 道路の位置の指定

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了

担当課（室）

災害廃棄物対策室

〃

指導監査室

〃

〃

健康推進課

〃

医薬安全課

耕地課

建築指導課

耕地課

建築指導課

〃

〃

目次

完了

○ 一般競争入札の実施

○ 落札者等の決定

担当課（室）

警察本部会計課

〃

◎岡山県告示第四百七十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定により、倉敷市の平成三十年七月豪雨による災害に伴う廃棄物の処理に関する事務について、次の規約の定めるところにより受託した。

平成三十年九月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

倉敷市と岡山県との間の平成三十年七月豪雨による災害に伴う廃棄物の処理に関する事務の委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第一条 倉敷市は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百十七号）に基づく廃棄物の処理のうち、平成三十年七月豪雨による災害により特に必要となった廃棄物の適正な分別、保管、運搬、再生、処分等に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を岡山県（以下「県」という。）に委託する。

（管理及び執行の方法）

第二条 委託事務の管理及び執行については、県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

（経費の負担等）

第三条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、倉敷市の負担とし、倉敷市はこれを県に交付するものとする。

2 前項の経費の額並びにその交付の方法及び時期は、倉敷市と県とで協議して定める。
3 委託事務の管理及び執行により収益が生じた場合には、その帰属について、倉敷市と県とで協議して定める。

（条例等の制定改廃の場合の措置）

第四条 県は、委託事務の管理及び執行において適用される条例等を制定し、改正し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ倉敷市に通知するものとする。

（補則）

第五条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、倉敷市と県とで協議して定める。

附 則

この規約は、平成三十年八月二十八日から施行する。

◎岡山県告示第四百七十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定により、総社市の平成三十年七月豪雨による災害に伴う廃棄物の処理に関する事務について、次の規約の定めるところにより受託した。

平成三十年九月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

総社市と岡山県との間の平成三十年七月豪雨による災害に伴う廃棄物の処理に関する事務の委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第一条 総社市は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百十七号）に基づく廃棄物の処理のうち、平成三十年七月豪雨による災害により特に必要となった廃棄物の適正な分別、保管、運搬、再生、処分等に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を岡山県（以下「県」という。）に委託する。

（管理及び執行の方法）

第二条 委託事務の管理及び執行については、県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

（経費の負担等）

第三条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、総社市の負担とし、総社市はこれを県に交付するものとする。

2 前項の経費の額並びにその交付の方法及び時期は、総社市と県とで協議して定める。

3 委託事務の管理及び執行により生ずる収益は、県に属するものとする。

（条例等の制定改廃の場合の措置）

第四条 県は、委託事務の管理及び執行において適用される条例等を制定し、改正し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ総社市に通知するものとする。

（補則）

第五条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、総社市と県とで協議して定める。

附 則

この規約は、平成三十年八月二十八日から施行する。

平成30年9月4日 岡山県公報 第12022号

◎岡山県告示第四百七十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成三十年九月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

浜っ子 デイサービス

2 所在地

岡山県備前市日生町日生八〇三番地の一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人浜っ子

2 所在地

岡山県備前市日生町日生八〇三番地の一

三 指定年月日

平成三十年九月一日

四 介護保険事業所番号

三三七一一〇〇八五四

五 サービスの種類

通所介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

閑谷デイサポート・わけ

2 所在地

岡山県和气郡和气町日笠上七二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人閑谷福祉会

平成30年9月4日 岡山県公報 第12022号

2 所在地

岡山県和気郡和気町日笠下一六一三―五

三 指定年月日

平成三十年九月一日

四 介護保険事業所番号

三三七二三〇〇八二六

五 サービスの種類

通所介護

平成30年9月4日 岡山県公報 第12022号

◎岡山県告示第四百七十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成三十年九月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ケアハウスつむぎ

2 所在地

岡山県井原市下出部町七番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人福寿新生会

2 所在地

岡山県井原市下出部町七番地一

三 指定年月日

平成三十年九月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇七〇〇八八六

五 サービスの種類

特定施設入居者生活介護

介護予防特定施設入居者生活介護

平成30年9月4日 岡山県公報 第12022号

◎岡山県告示第四百七十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成三十年九月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

河本医院

2 所在地

岡山県真庭市下河内三一四番地の二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人福寿会

2 所在地

岡山県倉敷市藤戸町藤戸一五八〇

三 廃止年月日

平成三十年八月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三一―四一〇〇五八

五 サービスの種類

短期入所療養介護

介護予防短期入所療養介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

介護老人保健施設わかば

2 所在地

岡山県真庭市下河内三一四番地二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

平成30年9月4日 岡山県公報 第12022号

- 1 名称
医療法人福寿会
- 2 所在地
岡山県倉敷市藤戸町一五八〇
- 3 廃止年月日
平成三十年八月三十一日
- 4 介護保険事業所番号
三三五三四八〇〇五〇
- 5 サービスの種類
短期入所療養介護
介護予防短期入所療養介護

◎岡山県告示第四百八十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第九十九条第二項の規定により、次のとおり介護老人保健施設を廃止する旨の届出があった。

平成三十年九月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 施設の名称及び開設場所

1 名称

介護老人保健施設わかば

2 開設場所

岡山県真庭市下河内三一四番地二

二 開設者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人福寿会

2 所在地

岡山県倉敷市藤戸町一五八〇

三 廃止年月日

平成三十年八月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三五三四八〇〇五〇

五 施設の種類

介護老人保健施設

◎岡山県告示第四百八十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成三十年九月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

指定年月日

医療法人正風会浦上医院

備前市穂浪二八三五―八

平成三十年九月一日

しもがた薬局

真庭市下方五八四―一

平成三十年九月一日

◎岡山県告示第四百八十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成三十年九月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定を更新した医療機関

名 称

所 在 地

更新年月日

サエラ薬局倉敷2号店

倉敷市老松町四―二―四四

平成三十年九月一日

マスカット薬局倉敷店

倉敷市中島八五八―六

平成三十年九月一日

◎岡山県告示第四百八十三号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十三条第一項の規定により、次の知事指定薬物の指定は、その効力を失った。

平成三十年九月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

1 二―（エチルアミノ）―二―フェニルシクロヘキサノーオン（通称名Deschloro-Nlethylketamine、二―OxopCE、O―PCE）及びその塩類

2 メチル―二―「二―（五―フルオロペンチル）―一―H―インドール―三―カルボキサミド」―三―ジメチルブタノアート（通称名五F―MDMB―PICA）及びその塩類

二 指定の失効の理由

条例第二条第六号に規定する薬物に指定されたため

三 失効年月日

平成三十年九月一日

平成30年9月4日 岡山県公報 第12022号

◎岡山県告示第四百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により、新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

平成三十年九月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良事業を行う者の名称

高崎土地改良区

二 地区名及び工種

地区名

工 種

六間丘3番川地区

非補助土地改良（農業用排水施設）事業

三 認可年月日

平成三十年八月十六日

平成30年9月4日 岡山県公報 第12022号

◎岡山県告示第四百八十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により、構造計算適合性判定を委任した指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。

平成三十年九月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 指定構造計算適合性判定機関の名称
ビューローベリタスジャパン株式会社

二 変更の内容

構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更

東京御茶ノ水事務所

新…東京都千代田区神田駿河台四丁目三番

旧…東京都千代田区神田駿河台二丁目八番

三 変更の年月日

平成三十年九月三日

平成30年9月4日 岡山県公報 第12022号

〔四三七〕 県営土地改良事業の施行に伴う工事が完了した。

平成三十年九月四日

地区名

工種

岡山県知事 伊原木 隆 太

白滝池

ため池

完了年月日
三〇・八・一

平成30年9月4日 岡山県公報 第12022号

〔四三八〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成三十年九月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)
岡山県指令備中局 建第二〇一八号 平成三十年八月二 十四日	高梁市旭町一三九二番九、一三九二 番九地先道	五・〇〇〇 五・〇〇三	三四・五八

平成30年9月4日 岡山県公報 第12022号

〔四三九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年九月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市清音上中島字大開三七二―四、三七二―五、三七三―二

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

倉敷市田ノ上一二八―六

株式会社 Square Estate

代表取締役 横田 哲也

三 許可番号

岡山県指令建指第三三一号

〔四四〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

平成三十年九月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市清音上中島字大開三七二―四、三七二―五、三七三―二

二 公共施設の種別

道路、公園、下水道

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

倉敷市田ノ上一二八―六

株式会社 Square Estate

代表取締役 横田 哲也

五 許可番号

岡山県指令建指第三三二―号

〔四四一〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成三十年九月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 調達内容

- (1) 調達件名
加入電話及び携帯電話への通信サービス調達
 - (2) 調達業務の特質等
入札説明書及び加入電話及び携帯電話への通信サービス調達仕様書による。
 - (3) 契約期間
平成31年1月1日から平成33年12月31日まで
 - (4) 履行場所
入札説明書による。
 - (5) 入札方法
入札に当たっては、入札説明書に示す方法に従って計算した1年間分の額で入札に付することとし、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税に相当する金額を含む金額を入札金額とすること。
- 2 競争入札参加資格
- 次の要件のいずれにも該当する者とする。
- (1) 平成30年度に県が発注する情報通信サービスの調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年岡山県告示第34号（情報通信サービスの調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
 - (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札

岡山県公報 第12022号 平成30年9月4日

参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県から岡山県役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づき指名除外の措置を受けている者でないこと。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(7) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による電気通信事業者の登録を受けている者であること。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県県民生活部情報政策課（岡山県庁8階）

電話（086）226-7264（直通）

(2) 申請書の提出期限

平成30年10月22日（月） 午後4時

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課契約担当

電話（086）234-0110 内線2216

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成30年9月4日（火）から同年10月22日（月）まで（岡山県の休日を定める

条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ130グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の受領期限

平成30年10月24日（水） 午後4時

(4) 開札の日時及び場所

平成30年10月25日（木） 午前10時30分

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課分室（岡山県庁地下1階）

5 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を受領期限までに提出するとともに、入札説明書に示す書類を作成し、平成30年10月22日（月）午後4時までに、入札説明書で示す場所に提出しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者とした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否
要

(7) 落札者の決定方法
岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他
詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Name and quantity of the service to be procured :

Communication service to a fixed-line phone and a mobile phone

(2) Contract period :

From 1 January, 2019 through 31 December, 2021

(3) Fulfillment place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

4:00 P.M. 24 October, 2018

(5) Contact point for the notice :

Finance Section, Okayama Prefectural Police Headquarters

2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8512,

Japan

Telephone : 086-234-0110, Ext. 2216

平成30年9月4日 岡山県公報 第12022号

〔四四二〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成三十年九月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 借入件名

X線マイクロナライザー付走査電子顕微鏡装置

二 借入期間

平成三十年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県警察本部刑事部科学捜査研究所

岡山市北区富田町一丁目三番二号

四 落札者を決定した日

平成三十年八月二日

五 落札者の氏名及び住所

日立キャピタル株式会社

東京都港区西新橋一丁目三番一号

六 落札金額

一月当たり二九〇、四一二円（うち消費税額及び地方消費税の額二一、五一二円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

平成三十年六月十五日